

## 第1条 (基本規約)

ORDサブライズ (以下ORD) が運営する、「バトルランドー1」は、BB弾を使用したエアガンでの対戦ゲーム (サバイバルゲーム)、シューティングゲームなどを目的とした施設であり、通常の営業時においては本来の目的をもって本規約を遵守する者へのみ施設利用を許可する

## 第2条 (名称及び使用目的)

- 1項 利用者は、「会員」と称する。
- 2項 会員は、バトルランドー1施設使用及びORD開催ゲーム参加を目的とする。

## 第3条 (運用)

会員は本規約に同意する個人または法人であり、ゲーム等の進行・運営等はORDが運用する。

## 第4条 (施設利用資格)

- 1項 本規約並びに別紙ルール (レギュレーション) に同意し、規約を遵守する個人または法人であること。
- 2項 施設利用の年齢条件20歳以上 但し親権者の同意書がある場合は18歳以上、10歳以上18歳未満は親権者の同意書・成人の同伴が必要
- 3項 施設利用にはORD発行の証明証を提示

## 第5条 (利用の範囲・参加条件)

- 1項 会員は、シューティングレンジ及びバトルランドー1施設を利用することができる。又、ORDの主催する各種イベントに参加出来る。
- 2項 レンジ・バトルランドー1施設及びゲーム参加ルール・規約に従う事を条件に使用参加を許可する (ゲームに関しては、ゲームルール・レギュレーションを参照)

## 第6条 (禁止行為)

- 1項 公序良俗に反する行為
- 2項 第三者に損害または不利益を与える行為
- 3項 第三者を誹謗中傷する行為・暴力暴言同喝行為
- 4項 施設での飲酒・飲酒後の入場は原則として禁止
- 5項 施設外でのエアガン等の裸での持ち歩き
- 6項 軍装で施設外への出歩き等
- 7項 施設内所定位置 (シューティングレンジ及びフィールド内) 外での空撃・ガンセーフティの解除・マガジンの装着
- 8項 施設内所定位置外の場所で銃口を人に向ける等
- 9項 ORDに損害または不利益を与える行為等、スタッフの指示に従わない等 その他
- 10項 施設内所定位置外でのBBQその他火気を使用する行為 (直火炭火は禁止、コンロのみ)。

- 11項 政治・思想・宗教・ビジネス等の勧誘行為、許可の無い物販営業行為。

## 第7条 (会員の責任)

- 1項 施設各スペースを使用する会員は、各スペースが健全な状態に保たれるように誠実な使用を行う。しかし、万が一、各スペースにおいて起こった盗難、死亡・負傷・害虫被害その他事故等で、会員並びに同伴者及び装備品等の受けた損害について、ORD及び他の参加者に対して、決して非難したり、責任追及したり、また損害の賠償を要求しない事、さらに事故がORDに起因した場合であっても同じ。会員の過失でORDの所有にかかる施設・器材車輛等に損害を与えた場合は、その損害について全額弁償する。会員がチーム代表としてエントリーし参加の場合同伴した会員・同伴者については代表会員が連帯して賠償の責に任ずるものとする
- 2項 いかなる損害が会員に生じたとしても、ORDはいかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償をする義務はないものとする。
- 3項 見学者・チームメンバーを同伴した会員は見学者・チームメンバーの施設内での行為について一切の責任を負うものとする。
- 4項 ORDは必要に応じて会員の入場を制限できるものとする。会員はこれに従うこと。

## 第8条 (利用料の支払)

各スペースを利用する会員は、「バトルランドー1フィールド利用料」に記された料金をORDの定める方法により支払うものとする。

## 第9条 (会員期間の終了)

会員は誓約書を提出した日時より1年後の同日を持って期間の終了とする。ただし同日会員解約の意思表示がなき場合は自動的に1年の更新とする。

## 第10条 (利用の停止及び退会)

ORDは施設利用者が、下記項のいずれかに該当する場合、予告なしに各スペースの利用を停止すること又は、退会退場を命ずることが出来る。このとき施設利用者は、使用料、入会金、年会費等の払戻しを請求することは出来ない。

- 1項 本規約並びにORDの定める注意事項に違反したとき
- 2項 ORDの品位・名誉を傷つけ、ORDの秩序を乱したとき
- 3項 ORDの営業に支障をきたす行為及び他の会員、同伴者に迷惑をかける行為のあったとき
- 4項 その他、会員及び同伴者としての品位を損なうと認められる行為のあったとき

## 第11条 (年会費使用料等の返還)

ORDが移転、業務縮小、倒産等何らかの理由により会員がフィールド使用できなくなった場合でも、ORDは会員に入会金、年会費・使用料の返還をする義務はないものとする。

## 第12条 (その他の入場及び利用の制限)

以下の場合、ORDは会員及び同伴者またはその他の来場者の同意を得ずにその入場及び利用を制限する事が出来る

- 1項 事前に貸切利用の契約があったとき
- 2項 ORDが休日と定めた場合
- 3項 利用者が過剰となった場合
- 4項 営業時間外、または営業時間の終了を宣言した場合
- 5項 法令その他公的機関により要請のあった場合
- 6項 ORDの判断において安全と秩序を保持するのに必要と判断したとき

## 第13条 (附則)

- 1項 施設入会利用規約を含む利用者の遵守すべき全ての規定の改正は、ORDが必要に応じて予告無くこれを行う事が出来るものとし、利用者は常に自己の責任において規約の改定について確認・承認の上で施設利用を行うものとする
- 2項 装飾品・設備等を破損した場合、修理料金または購入費用を賠償すること
- 3項 レンタル用品等を破損した場合、修理料金または購入費用を賠償すること
- 4項 ORDの入会登録金・会費、利用料金等には通知無く変更する場合がある
- 5項 ORDの規約は法令その他公的規約に順ずるものとし、本規約に定めのない事項については社会常識や商習慣に従いORDにて判断しこれを行う

## 第14条 (細則)

この規約執行についての細則は、ORDが別途規定する。

以上